

## 6月定例市議会で決定 議長・澁谷 祐介さん 副議長・山田 ますとさん

6月定例市議会で、新しい議長、副議長が選ばれました。議長は澁谷祐介さん(会派・ぜんしん)。平成16年(2004年)から5期当選。副議長、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長などを歴任。46歳。副議長は山田ますとさん(公明党議員団)。平成19年(2007年)から4期当選。議会運営委員会委員長、監査委員、総務常任委員会委員長などを歴任。59歳。



澁谷議長



山田副議長

問 議会事務局 (0798・35・3373)

## 奨学金・補助金について

### 高校・大学の奨学生

教育委員会は、令和2(2020)年度の高校・大学の奨学生を募集します。申込は所定の願書を7月31日までに学事課(市役所東館7階)へ。願書は同課で配布するほか、市のホームページ(ページ番号:13921490)からダウンロードできます。※申込期間以降に申請した人は、採用の場合、申請月分からの給付となります

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変した世帯について対象者を拡充しています。詳しくは市のホームページをご覧ください

#### ◆ 高校奨学生(給付)

【対象】高校、高等専門学校(1年～3年)、中等教育学校後期課程、①特別支援学校の高等部、②朝鮮高級学校に在学し、保護者(勤労学生等は本人)が市内在住の人。所得制限あり(詳しくはホームページで確認を)。生活保護受給世帯は対象外  
※①②に在学の人で市民税所得割非課税世帯に該当の人は、基準所得以下の世帯と同額(下表参照)を給付

##### ▶ 高校奨学生の選考基準・給付額

所得区分	給付額(月額)		
	国公立	私立	
基準所得以下の世帯 (市民税所得割非課税世帯は除く)	5500円	1万1000円	
市民税所得割非課税世帯(※1)	対象外	第1子	第2子以降(※2)
		2800円	対象外

(※1) 市民税所得割非課税世帯、生活保護受給世帯は、県の「高等学校等奨学給付金」制度が利用できます

(※2) 令和2年度市民税所得割が非課税の世帯で、保護者の扶養控除の対象となる23歳未満の兄弟がいる第2子以降

#### ◆ 大学奨学生(貸付)

【対象】大学、短期大学、高等専門学校(4・5年)、大学院に在学し、保護者(勤労学生等は本人)が市内在住の人。所得制限あり

【貸付額】国公立は月額1万円、私立は月額1万4000円。卒業後10年間で、半年ごとの均等返還。無利子

### 在日外国人学校就学補助金

教育委員会は、在日外国人学校就学補助金の申請を7月1日～9月30日に学事課で受け付けます。

【対象】令和2年(2020年)7月1日時点で在日外国人学校に在学している、平成17年(2005年)4月2日～26年(2014年)4月1日に出生した在日外国人児童・生徒がいる市内在住の保護者。所得制限あり。詳しくは問合せを

【補助金額】年額8万5000円

問 学事課 (0798・35・3817)

## 心豊かで健やかな成長を願って

### 7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

市は、街頭補導車による市内全域を対象とした巡回や相談活動の実施など、さまざまな取組を行っています。

問 青少年施策推進課 (0798・35・3429)

### 青少年に関する相談先

一人で悩まず、  
まずお電話を

教育や子育てなど青少年に関するさまざまな相談を受け付けています。相談内容などは下表のとおりです。

▶ 相談先一覧 ※市外局番は「0798」。来所相談は要申込。いずれも祝・休日を除く

相談内容	相談窓口	日程	電話番号
発達相談・ 教育相談	こども未来センター (高畑町2-77)	月曜～土曜の午前9時～ 午後7時(土曜は5時まで)	65・1881
乳幼児の 子育て相談	子育て総合センター (津田町3-40)	月曜～土曜の 午前9時～午後5時半	35・5151
家庭児童相談	子供家庭支援課 (市役所本庁舎7階)	月曜～金曜の 午前9時～午後5時半	35・3089 35・3749
こころのケア 相談	西宮市こころのケア相談 (江上町3-26)	月曜～金曜の午前9時～ 11時半、午後1時～4時半	35・5066
就労相談	西宮若者サポート ステーション(松原町2-37)	月曜～金曜、第2土曜の 午前9時半～午後6時	31・5951
少年の 非行相談	西宮少年サポートセンター (江上町3-40)	月曜～金曜の 午前9時～午後5時半	35・3875

## 幼児教育・保育の無償化

### 認可外保育施設等の利用料請求手続きについて

昨年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。以下の対象施設を利用している人も、利用料の一部が償還払いにて無償化の対象となります。償還払いとは、利用施設に利用料をいったん支払い、その後、市に請求することで、無償化の上限金額の範囲内で払い戻しを受けることです。

#### 対象施設・サービス

無償化について市からの「確認」を受けている以下の施設・サービス

- ・認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみの利用は対象外)

※市内の無償化対象施設について詳しくは、市のホームページ(ページ番号:80548234)で確認できます

#### 対象者

市から施設等利用給付認定(新2号または新3号認定)を受けた保護者  
※施設等利用給付認定が未申請の人は保育入所課(0798・35・3160)に連絡を

#### 請求時期

※受付期間中に提出してください

利用時期	請求書等の受付期間	支払時期
第1期(4月～6月分)	7月1日～31日	9月末頃

※過去の利用分について請求漏れがある場合は、併せて請求できます

- ▶ 手続きには、所定の請求書と利用施設等から受け取る各種書類などが必要です。詳しくは市のホームページ(ページ番号:78344031)をご覧ください
- ▶ 私立幼稚園、認定こども園(幼稚園として利用)の預かり保育等と認可外保育施設等を併用している人については、幼稚園等を通して請求手続きの案内があります
- ▶ 新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、できるだけ郵送での手続きをお願いします

問 保育幼稚園支援課 (0798・35・3043)

## 貸出図書返却用ポストを増設

問 中央図書館 (0798・33・0189)



市は、すでに設置している市民会館に加え、上甲子園センター、春風・大社公民館に貸出図書の返却ポスト(左写真)を設置しました(右表参照)。ぜひご利用ください。なお、CD、CD-ROM付の本、大型絵本、他市から借りている「図書館間協力図書」は利用できません。

返却ポスト設置場所	利用可能時間
・市民会館 ・上甲子園センター ・春風公民館 ・大社公民館	午前9時～午後10時 ※市民会館は午前9時～午後9時(火曜を除く。 火曜が祝日の場合は翌日休館)